

医政発 0910 第 12 号
平成 26 年 9 月 10 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

病床機能報告制度専用ホームページの立上げ及び疑義照会窓口の設置等について

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」(平成 26 年法律第 83 号)による改正後の医療法(昭和 23 年法律第 205 号)において、病床機能報告制度を本年 10 月 1 日より施行することとしています。

現在、施行に向けて、準備を進めているところですが、病床機能報告対象医療機関(一般病床又は療養病床を有する病院又は診療所)からの本制度に係る疑義照会に対応するため、下記のとおり、疑義照会窓口を設置するとともに、9 月 10 日(水)に、厚生労働省ホームページ上に、本制度専用ページを立ち上げましたので、お知らせいたします。

また、本制度に係る今後のスケジュール(予定)については、別紙 1 のとおりとなっておりますので、併せて、お知らせいたします。

なお、上記の疑義照会への対応、「全国共通サーバ」(注)の整備と病床機能報告対象医療機関から提出される情報の集計・確認等の本制度の実施に係る業務について、厚生労働省からみずほ情報総研株式会社に委託することとなりましたので、御了知願います。

(注) 法律上、病床機能報告対象医療機関は都道府県知事に報告することとなっておりますが、病床機能報告対象医療機関及び都道府県の負担を軽減するため、厚生労働省が「全国共通サーバ」を整備することとし

ています。病床機能報告対象医療機関は「全国共通サーバ」へ提出することをもって、都道府県知事への報告となります。

また、本制度では、病棟単位での看護師等の医療従事者数は報告項目となっていますが、病院の医師数は報告項目には含めておらず、既存の医療機能情報提供制度により、医療機関から都道府県に報告されている医師数の情報を活用することとしています。医療機関が担っている医療機能を把握・分析する上で、医師数も重要な情報の一つでありますので、別紙2のとおり、既存の医療機能情報提供制度による医師数の都道府県への報告及び既に報告した医師数に変更があった場合の内容の更新について、関係団体の長宛て、周知をお願い申し上げますので、御了知ください。

以上につきまして、貴職におかれては御了知の上、貴管下の医療機関及び関係団体等への周知をお願いいたします。

記

【病床機能報告制度 疑義照会窓口】

メール：byousyoukinou@mizuho-ir.co.jp

FAX：0120-880-124 [24時間受付]

電話：0120-110-264 [平日9:00～17:00]

【病床機能報告制度専用ページ】

URL：<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000055891.html>

(厚生労働省ホームページ>政策について>分野別の政策一覧>健康・医療
>医療>病床機能報告)

病床機能報告制度 スケジュール

時 期	予 定
9月10日	<ul style="list-style-type: none"> ● 厚生労働省 HP 上に病床機能報告制度専用ページ立上げ ● 同ページ上に以下が掲載され次第、医療機関において報告データの作成・保存可能 <ul style="list-style-type: none"> ・ 報告マニュアル（ウェブサイトの使い方） ・ 報告様式（Excel ファイル） ・ 記入要領 ● 疑義照会窓口立上げ ● 紙媒体提出希望の受付開始 <p>※ インターネット環境がない又は紙レセプトによる診療報酬請求を行っている医療機関等が対象</p>
9月19日 (予定)	<ul style="list-style-type: none"> ● 病床機能報告対象医療機関（一般病床または療養病床を有する病院または診療所）に対して、委託業者より以下を発送 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関 ID や疑義照会窓口等を記載した文書 ・ 報告マニュアル ● 紙媒体提出希望のあった医療機関に対し、紙様式を発送
10月1日～ 11月14日	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療機関から報告データの提出受付 <p>※ 提出方法は以下のいずれかから、医療機関ごとに選択する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 電子記録媒体（CD-R 等）の郵送 ② 電子ファイルを専用ページ上へアップロード ③ 紙媒体の郵送 <p>※ 並行して、全国共通サーバにおいて NDB から病院ごとの医療内容に関する項目を集計</p>
11月第3週 ごろ	<ul style="list-style-type: none"> ● 委託業者より NDB の枠組みを活用して集計した医療内容に関する項目の確認用データを発送
11月28日 まで	<ul style="list-style-type: none"> ● 委託業者より <ul style="list-style-type: none"> ・ 未提出医療機関があれば督促 ・ データに不備がある医療機関へ修正依頼
12月12日 発送予定	<ul style="list-style-type: none"> ● NDB の枠組みを活用して集計した医療内容に関する項目に修正・追加がある医療機関は返信
12月19日 (予定)	<ul style="list-style-type: none"> ● 委託業者は、レセプト情報の確認結果を踏まえた集計結果を都道府県に提供 <p style="font-size: 2em; margin-left: 20px;">{</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、未提出医療機関があれば督促 ・ 未提出医療機関によるデータ提出は引き続き受け付けるが、12月中旬をメドにそれまでに提出されたデータを集計し、未提出医療機関リストとともに都道府県に提供 <p style="font-size: 2em; margin-left: 20px;">}</p>
12月19日 以降	<ul style="list-style-type: none"> ● 12月下旬以降、必要に応じて、都道府県において未提出医療機関への督促
3月2日 まで (予定)	<ul style="list-style-type: none"> ● 委託業者より以下を都道府県へ送付 <ul style="list-style-type: none"> ・ 最終版の報告データ <p>※ 11月14日以降提出されたデータのうち、2月中旬ごろまでに提出されたものは最終版データに反映</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最終的な未提出医療機関リスト

医政発 0910 第 13 号
平成 26 年 9 月 10 日

別記団体の長 へ

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

病床機能報告制度専用ホームページの立上げ及び疑義照会窓口の設置等について

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成 26 年法律第 83 号）による改正後の医療法（昭和 23 年法律第 205 号）において、病床機能報告制度を本年 10 月 1 日より施行することとしています。

現在、施行に向けて、準備を進めているところですが、病床機能報告対象医療機関（一般病床又は療養病床を有する病院又は診療所）からの本制度に係る疑義照会を受け付けるため、下記 1 のとおり、疑義照会窓口を設置するとともに、9 月 10 日（水）に、厚生労働省ホームページ上に、本制度専用ページを立ち上げましたので、お知らせいたします。

また、本制度に係る今後のスケジュール（予定）については、別紙のとおりとなっておりますので、併せて、お知らせいたします。

なお、上記の疑義照会への対応、「全国共通サーバ」（注）の整備と病床機能報告対象医療機関から提出していただく情報の集計・確認等の本制度の実施に係る業務について、厚生労働省からみずほ情報総研株式会社に委託することとなりましたので、御了知願います。

（注）法律上、病床機能報告対象医療機関は都道府県知事に報告することとなっておりますが、病床機能報告対象医療機関及び都道府県の負担を軽減するため、厚生労働省が「全国共通サーバ」を整備することとしています。病床機能報告対象医療機関は「全国共通サーバ」へ提出することをもって、都道府県知事への報告となります。

また、下記2のとおり、医師数に関する情報については、既存の医療機能情報提供制度により医療機関から都道府県へ御報告いただくこととなっております。

貴職におかれましては、本事務連絡の内容を御確認の上、貴会会員に対して周知方お願いいたします。

記

1. 疑義照会窓口及び専用ページの設置について

【病床機能報告制度 疑義照会窓口】

メール：byousyoukinou@mizuho-ir.co.jp

FAX：0120-880-124 [24時間受付]

電話：0120-110-264 [平日9:00～17:00]

【病床機能報告制度専用ページ】

URL：<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000055891.html>

(厚生労働省ホームページ>政策について>分野別の政策一覧>健康・医療
>医療>病床機能報告)

2. 医療機能情報提供制度による医師数の報告及び内容の更新について

- 本制度では、病棟単位での看護師等の医療従事者数については報告していただくこととしていますが、病院の医師数は報告項目には含めておらず、既存の医療機能情報提供制度により、医療機関から都道府県に報告されている医師数の情報を活用することとしています。
- 医療機関が担っている医療機能を把握・分析する上で、医師数も重要な情報の一つでありますので、既存の医療機能情報提供制度による医師数の都道府県への報告及び既に報告した医師数に変更があった場合の内容の更新について、貴会会員に対して周知いただきますようお願い申し上げます。

(別記)

公益社団法人 日本医師会
公益社団法人 日本歯科医師会
一般社団法人 日本医療法人協会
公益社団法人 全日本病院協会
公益社団法人 全国自治体病院協議会
公益社団法人 日本精神科病院協会
一般社団法人 日本病院会
一般社団法人 日本私立医科大学協会
一般社団法人 全国公私病院連盟
一般社団法人 国立大学附属病院長会議
一般社団法人 日本慢性期医療協会
独立行政法人 国立病院機構
独立行政法人 地域医療機能推進機構
独立行政法人 労働者健康福祉機構
独立行政法人 国立がん研究センター
独立行政法人 国立循環器病研究センター
独立行政法人 国立精神・神経医療研究センター
独立行政法人 国立国際医療研究センター
独立行政法人 国立成育医療研究センター
独立行政法人 国立長寿医療研究センター

日本赤十字社
社会福祉法人 恩賜財団済生会
全国厚生農業協同組合連合会
社会福祉法人 北海道社会事業協会

国家公務員共済組合連合会

国立療養所松丘保養園
国立療養所東北新生園
国立療養所栗生楽泉園
国立療養所多磨全生園
国立駿河療養所
国立療養所長島愛生園

国立療養所邑久光明園
国立療養所大島青松園
国立療養所菊池恵楓園
国立療養所星塚敬愛園
国立療養所奄美和光園
国立療養所沖繩愛楽園
国立療養所宮古南静園

防衛省人事教育局衛生官
文部科学省高等教育局医学教育課
文部科学省初等中等教育局児童生徒課産業教育振興室
独立行政法人国立印刷局

一般病床・療養病床を有する病院・診療所の皆様

報告期間は
10月1日(水)～
11月14日(金)
です

病床機能報告制度のスケジュール

9月10日から

- ・ 病床機能報告制度
専用ホームページ立上げ
(報告様式(Excel)等を掲載)

厚生労働省「平成26年度病床機能報告」事務局
(委託先:みずほ情報総研株式会社)
疑義照会・紙媒体提出希望窓口
byousyoukinou@mizuho-ir.co.jp
FAX: 0120-880-124 [24時間受付]
電話: 0120-110-264 [平日9:00～17:00]

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000055891.html>

- ・ 疑義照会窓口立ち上げ
- ・ 紙媒体の郵送による報告を希望する医療機関を受け付ける
窓口立上げ
(インターネット環境にない、又は紙レセプトによる診療報酬請求を
行っている医療機関等)
※ 連絡先は上記の疑義照会窓口と同一です。

9月第3週

- ・ 報告マニュアル等を全ての対象医療機関に発送

随時

- ・ 紙媒体での報告を希望する医療機関に対して、紙媒体の
報告様式を発送

10月1日(水)～11月14日(金)

- ・ 報告様式の提出受付
(①電子記録媒体の郵送／②電子ファイルを専用ページ上へアップロード
／③紙媒体の郵送 のいずれか)

11月第3週ごろ

- ・ 電子レセプトデータを集計したものを各医療機関宛に発送
(公費負担医療等の追加の必要があれば12月12日(金)までに返送くださ
い。)